

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年9月1日	株式会社リリーフセンター (法人番号8122001008234) 代表者貞松孝明	大阪府東大阪市水走 5-5-32	本社	大阪府東大阪市水走 5-5-32	輸送施設の使用停止 (80日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第1項	令和2年12月15日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の2第2項、道路運送車両法第49条)、(4)(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)運転者台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者台帳の保存義務違反(安全規則第9条の5第2項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)(12)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【特別な指導の実施状況】(運転適性診断の受診状況)】(安全規則第10条第2項)	8	8

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年9月2日	大浜陸運株式会社(法人番号3140001000230)代表者大江タクエ	兵庫県芦屋市浜芦屋町8-12	本社	兵庫県神戸市中央区港島8丁目12番地	輸送施設の使用停止(205日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年12月11日及び令和3年1月18日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)(8)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(記録の保存)(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録の保存】(安全規則第9条)、(10)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(12)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(13)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	21	21
令和3年9月6日	株式会社アネーラネクト(法人番号3120001181931)代表者樋口勉	大阪府箕面市粟生間谷西7丁目29-20	摂津	大阪府摂津市別府3丁目10番1号 神崎文化102号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年9月7日	株式会社大誠通商(法人番号5120901017027)代表者橋中誠治	大阪府摂津市鳥飼本町3丁目8番31号	第二	大阪府摂津市鳥飼本町3丁目8番31号	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年11月5日及び令和3年2月17日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。))の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(4)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(5)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	7	7
令和3年9月8日	SilverBack株式会社(法人番号5120901034872)代表者河田弘幸	大阪府豊中市小曽根3丁目5番7号	本社	大阪府豊中市小曽根3丁目5番7号	事業停止(30日間)輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第27条第1項	令和元年9月27日、令和2年2月14日及び同年7月14日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。事業停止については、(1)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)の1件が認められ、使用停止については、(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第15条)の5件が認められた。	32	32

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年9月9日	トランスポートアトム株式会社(法人番号8120101032294)代表者久松金一	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43あべのハルカス22階	本社	大阪府羽曳野市大黒84-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項後段	令和2年12月3日及び同年12月9日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	2	2
令和3年9月17日	株式会社梅本通商(法人番号8150001004507)代表者梅本昌宏	奈良県奈良市朱雀5丁目14番地の10	本社	奈良県奈良市朱雀5丁目14番地の10	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年12月10日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録違反【記録の保存】(安全規則第9条)	4	4

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年9月17日	共栄産業株式会社(法人番号1150001009875)代表者長谷幸城	奈良県宇陀郡曽爾村伊賀見2983	運輸部	奈良県宇陀郡曽爾村伊賀見428-4	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年11月30日及び令和3年1月8日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第4号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(10)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	7	7
令和3年9月21日	株式会社フジタ物流(法人番号1130001042507)代表者藤田久義	京都府八幡市下奈良二階堂35-4	本社	京都府京田辺市大住池島3番1	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年11月19日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	5	5
令和3年9月21日	株式会社三幸産業(法人番号8130001037822)代表者林田幸三	京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48-1	本社	京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年12月18日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)、(2)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(3)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年9月22日	有限会社藤建(法人番号5130002020895)代表者藤木哲也	京都府京都市左京区岩倉幡枝町2002番地	本社	京都府京都市左京区岩倉幡枝町2002番地	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年1月8日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)(5)乗務等の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	1	1
令和3年9月28日	株式会社廣野建設(法人番号1120001158691)代表者福島成昭	大阪府門真市舟田町25番10-403号	本社	大阪府門真市舟田町25番10-202号	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年12月11日及び令和3年1月28日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【特別な指導の実施状況】(運転適性診断の受診状況)(安全規則第10条第2項)	8	8
令和3年9月29日	サザントransポートサービス株式会社(法人番号9120101004508)代表者片岡健治	大阪府堺市堺区神南辺町1-45-1	りんくう	大阪府泉佐野市りんくう往来北5-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和3年9月8日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)(4)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳の記載違反【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	0	0